

# 山形県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時 令和4年12月7日(水)

午後8時30分～

場所 県庁5階 502会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 協 議

(1) 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

(2) 疑似患畜確認後の対応について

① 対応措置の基本的方針案

② 対応措置等の準備状況

③ 現地対策支部の準備状況

(3) その他

### 3 閉 会

## 1 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

### (1) 農場の概要

区分	内容
所在地	鶴岡市（関連農場：庄内町）
鶏種	採卵鶏
飼養羽数（関連農場含む）	約6万7千羽

### (2) 経過

月日	時刻	内容
12月7日(水)	9:40	農場から庄内総合支庁家畜保健衛生課に異状家きんの通報
	14:00	庄内総合支庁家畜保健衛生課が簡易検査で7羽中7羽（死亡5羽中5羽、衰弱鶏2羽中2羽）の陽性反応を確認
	17:00	村山総合支庁家畜保健衛生課で遺伝子検査を実施
	20:30	山形県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催
		（防疫措置に向けた準備）
12月8日(木)	5:00 (見込み)	検査結果判明、農林水産省へデータ送付、協議
	8:00 (見込み)	疑似患畜の確定、防疫措置の開始

## 2 対応措置の基本的方針（案）

### (1) 速やかな防疫措置の徹底

- ① 当該農場の鶏の殺処分
- ② 殺処分した疑似患畜及び汚染物品の埋却処分
- ③ 畜舎等の消毒

### (2) 発生地の変動・搬出制限

発生地から半径3km内における変動の制限及び半径10km内における搬出の制限を行う。

### (3) 消毒ポイントの設置

発生地周辺及び制限区域の境界付近の道路において、消毒ポイントの設置を行う。

#### (4) 関係機関との連絡・調整、協力・協働

市町村、各道路管理者、農業関係団体、山形県獣医師会、山形県警備業協会、山形県建設業協会、山形県医薬品卸売業協会など関係機関との協力・協働に向けた連絡・調整を直ちに実施する。

#### (5) 県内農場における消毒等防疫体制の強化

感染拡大防止に向け、県内の鶏飼育農場に対し、農場の消毒や野生動物の侵入防止等、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。

#### (6) 現地住民等への周知

現地における不安の払しょくに向け、マスコミ各社の協力も得ながら、現地住民等への周知を行う。

#### (7) 風評被害の防止

鳥インフルエンザによる風評被害を防ぐため、「現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられている」ことの周知徹底を図る。

#### (8) 野鳥の異常の監視の強化

環境省から指定される野鳥監視重点区域において、野鳥の異常の監視を強化するとともに、県から市町村及び関係機関へ通知し、県民への注意を喚起する。

### 3 防疫措置の準備状況

#### (1) 消毒ポイントの設置

No	設置場所名	接する道路の種類
1	藤島体育館駐車場	国道345号
2	羽黒コミュニティセンター	県道鶴岡羽黒線
3	古関（庄内町）	国道47号
4	広野（酒田市）	国道7号
5	白山駐車帯	国道7号

#### (2) 学校等への注意喚起

- 12月8日(木)、近隣の高校に対して、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防ぐため、発生地<sub>の</sub>養鶏場には近づかないことなどを生徒・保護者へ周知するよう依頼。
- 同日、鶴岡市、庄内町に対し、近隣の小中学校、幼稚園、保育園等へ同様の内容の周知を依頼。

#### (3) 住民説明会の開催

県（庄内総合支庁）及び鶴岡市により、本日12月7日(水)18時30分から、同様に県と庄内町により19時30分から説明会を実施。

#### (4) 相談窓口の開設

相談窓口	相談内容	受付時間等
県民相談窓口	一般的な問い合わせや相談に関する こと	[日程] 12月8日(木)から当面の間 平日の午前8時30分から午後5時15分 [対応] 庄内総合支庁総務課 [電話] 0235-66-2111
高病原性鳥インフル エンザに関する食の安全相 談窓口	鶏肉等の食の安全 に関すること	[日程] 12月8日(木)から当面の間 平日の午前8時30分から午後5時15分 [対応・電話] ①村山総合支庁(村山保健所)生活衛生課 023-627-1187 ②最上総合支庁(最上保健所)生活衛生室 0233-29-1261 ③置賜総合支庁(置賜保健所)生活衛生課 0238-22-3750 ④庄内総合支庁(庄内保健所)生活衛生課 0235-66-5664 ⑤防災くらし安心部食品安全衛生課 023-630-2677
高病原性鳥インフル エンザに関する相談窓口	家畜衛生対策、風評 被害等に関すること	[日程] 12月8日(木)から当面の間 平日の午前8時30分から午後5時15分 ※12月29日(木)から1月3日(火)は除く [対応] 農林水産部畜産振興課 [電話] 023-630-3351
高病原性鳥インフル エンザに関する 経営相談窓口	県内中小企業の経 営に対する影響等 に関すること	[日程] 12月8日(木)から当面の間 平日の午前8時30分から午後5時15分 ※12月29日(木)から1月3日(火)は除く [対応] 産業労働部商業振興・経営支援課 [電話] 023-630-2359
高病原性鳥インフル エンザ発生 事例に係る心の ケア相談窓口	発生農場関係者、防 疫業務従事者等の 健康相談・心のケア に関すること	[日程] 12月8日(木)から当面の間 平日の午前8時30分から午後5時15分 [対応] 精神保健福祉センター [電話] 023-674-0139
野鳥における鳥 インフルエンザ 相談窓口	野鳥における鳥イ ンフルエンザに関 すること	[日程] 11月18日(金)から当面の間(設置済) 平日:午前8時30分から午後5時15分 休日:午前9時から午後4時 [対応] 環境エネルギー部みどり自然課 [電話] 023-630-3042

以上